第９１回 電気用品調査委員会　議事要録

１．開催日時：平成 26 年 11 月 17 日(月)　13:30 ～ 17:15

２．開催場所：(一社)日本電気協会　4 階　会議室

３．出 席 者：（順不同，敬称略）

＜委員(委員代理出席者含む)＞ 37 名

大崎委員長［東京大学］
藤田副委員長［電気安全全国連絡委員会］
本松副委員長［(一社)日本電機工業会］
山田副委員長［(一財)電気安全環境研究所］
近藤幹事［(一財)日本品質保証機構］
佐野幹事［(一社)電子情報技術産業協会］
澁江幹事［(一社)日本配線システム工業会］
稲葉幹事［熔接鋼管協会］
北村委員［(独)産業技術総合研究所 ］
藤倉委員［(一財)電気安全環境研究所］)
安部委員［電気保安協会全国連絡会］
髙坂委員［(一社)日本電線工業会］
辻田委員［日本電熱機工業協同組合］
橋爪委員［塩化ビニル管・継手協会］
長内委員［日本ヒューズ工業組合］
笠原委員［(一社)日本自動販売機工業会］
佐藤委員［(一社)日本写真映像用品工業会］
土屋委員［(一社)日本陸用内燃機関協会］
岡田委員［(一社)日本冷凍空調工業会］
野田委員［全日本電気工事業工業組合連合会］
丹沢委員［全国金属製電線管附属品工業組合］
坂本委員［(一社)インターホン工業会］
山本委員［日本暖房機器工業会］
山下委員［(一財)電気安全環境研究所］
池場委員［合成樹脂製可とう電線管工業会］
輿野委員［(株)UL Japan］
柊平委員［テュフ・ラインランド・ジャパン(株)］
淡路谷委員［(一社)電池工業会］
酒井委員［(一社)電気学会］
佐竹委員［(一社)VCCI協会］
吉岡委員［(一社)日本電気協会］
中尾西村委員代理［(一社)日本電設工業協会］
岩田水野委員代理［(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会］
内藤湯原委員代理［(一社)日本縫製機械工業会］
鈴木水野委員代理［日本プラスチック工業連盟］
由利福島委員代理［(一社)日本厨房工業会］
須山深谷委員代理［(一社)電線総合技術センター］

＜委任状提出委員＞ 9 名

飛田委員［東京都地域婦人団体連盟］
伊藤委員［(一財)日本消費者協会］
早田委員［電気事業連合会］
泥委員［(一社)日本照明工業会］
上山委員［(一社)日本アミューズメントマシン協会］
和田委員［(一社)日本電機制御機器工業会］
山口委員［(一社)日本玩具協会］
泉　委員［(一社)KEC 関西電子工業振興センター］
阿部委員［テュフズードジャパン(株)］

＜参加＞ 20 名

川原課長［経済産業省 製品安全課］
遠藤課長補佐［経済産業省 製品安全課］
佐々木係長［経済産業省 製品安全課］
山﨑専門職［経済産業省 製品安全課］
汗部専門職［経済産業省 国際電気標準課］
村上部長［東京消防庁 予防部］
住谷［(一財)電気安全環境研究所］
鈴木［(一社)日本照明工業会］
綾戸［合成樹脂製可とう電線管工業会］
齋藤［(一社)電気設備学会］
谷部［(一社)日本電機工業会］
金子［(一社)日本電機工業会］
長田［(一社)日本配線システム工業会］
澤村［(一社)日本配線システム工業会］
中根［(一社)電池工業会］
森　［(一社)電池工業会］
大野［(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会］
柴田［(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会］
名古屋［認証制度共同事務局］
石倉小田課長代理［(独) 製品評価技術基盤機構］

＜事務局＞ 2 名

古川, 齊藤［(一社)日本電気協会］

４．配付資料

・資料 No.1　第 90 回　電気用品調査委員会　議事要録(案)
・資料 No.2　プリント基板の難燃化の改正について
・資料 No.3　プラグのトラッキングの解説案について
・資料 No.4　AV 機器の遠隔操作についての確認方法の解説案
・資料 No.5-1　平成 26 年度電気用品事故事例　調査結果(案)
・資料 No.5-2　平成 24 年度　電気用品事故事例調査結果報告書(案)
・資料 No.5-3　東京消防庁　HPより　平成 25 年中の火災の概要(抜粋)
・資料 No.5-4　東京消防庁　平成 25 年版　火災の実態(抜粋)
・資料 No.6-1　「CISPR11」の総務省答申の対応方針についての対応について
・資料 No.6-2　CISPR11 の総務省答申の概要
・資料 No.7-1　平成 26 年度　別表第十二採用 JIS／J 規格等　審議計画(案)
・資料 No.7-2　別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(小委員会承認後)
・資料 No.7-3　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-16)
・資料 No.7-4　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-29)
・資料 No.7-5　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-49)
・資料 No.7-6　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-53)
・資料 No.7-7　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-59)
・資料 No.7-8　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-83)
・資料 No.7-9　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-3)
・資料 No.7-10　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-8)
・資料 No.7-11　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-9)
・資料 No.7-12　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-13)
・資料 No.7-13　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-41)
・資料 No.7-14　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-51)
・資料 No.7-15　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性　JIS C 9335-2-52)
・資料 No.7-16　別表第十二に提案する規格の概要　(配線器具の安全性　JIS C XXXX)
・資料 No.7-17　別表第十二に提案する規格の概要　(ポータブル機器用二次電池(密閉形小形二次電池)の安全性　JIS C 8712)
・資料 No.7-18　別表第十二に提案する規格の概要　(電線管システム　JIS C 8461-21)
・資料 No.7-19　別表第十二に提案する規格の概要　(電線管システム　JIS C 8461-22)
・資料 No.7-20　別表第十二に提案する規格の概要　(電線管システム　JIS C 8461-23)
・資料 No.7-21　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー　JIS C 8462-21)
・資料 No.7-22　別表第十二に提案する規格の概要　(家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー　JIS C 8462-22)
・資料 No.8-1　別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(JIS 発行後)
・資料 No.8-2　別表第十二に提案する規格の概要　(情報技術機器　JIS C 6950-1)
・資料 No.8-3　別表第十二に提案する規格の概要　(変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性　JIS C 61558-2-3)
・資料 No.8-4　別表第十二に提案する規格の概要　(変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性　JIS C 61558-2-5)
・資料 No.8-5　別表第十二に提案する規格の概要　(変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性　JIS C 61558-2-8)
・資料 No.9-1　第 7,20,55 小委員会審議結果報告書　(一社)日本電線工業会
・資料 No.9-2　第 23-2 小委員会審議結果報告書　(一社)電気設備学会
・資料 No.9-3　第 34 小委員会審議結果報告書(光源デバイス・照明器具関係)　(一社)日本照明工業会
・資料 No.9-4　第 31，第 32-2，第 96，121・23E 小委員会審議結果報告書(一社)日本電機工業会　技術部
・資料 No.9-5　第 59/61/116,72 小委員会審議結果報告書　(一社)日本電機工業会　家電部
・資料 No.9-6　第 23-1 小委員会審議結果報告書　(一社)日本配線システム工業会
・資料 No.9-7　第 26 小委員会　審議結果報告書　(一社)日本溶接協会
・資料 No.9-8　第 1,3,25 小委員会審議結果報告書　(一財)日本規格協会

・資料 №9-9　第37-2,51小委員会審議結果報告書　(一社)電子情報技術産業協会
・資料 №9-10　第2,15,22,77,85,112小委員会審議結果報告書　(一社)電気学会
・資料 №9-11　第89,101,104小委員会審議結果報告書　(一財)日本電子部品信頼性センター
・資料 №9-12　第23-3小委員会審議結果報告書　(一財)日本電気制御機器工業会
・資料 №10　電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について(抜粋)

＜第90回電気用品調査委員会＞

5. 議事概要

議事概要を以下の(１)～(１３)に示す。

(１) 委員交代及び委員退任並びに委員会の成立に関する報告について

a．事務局より，以下に示す委員の交代について報告を行った。

・「(一財)電気安全環境研究所」の委員について，井上氏から山下氏に交代された。

b．事務局より，電波雑音部会及び事故事例調査部会の部会長の交代について報告を行った。

・電波雑音部会の部会長が井上部会長〔(一財)電気安全環境研究所〕から山下部会長〔(一財)電気安全環境研究所〕に交代された。

・事故事例調査部会の部会長が住谷部会長〔(一財)電気安全環境研究所〕から藤倉部会長〔(一財)電気安全環境研究所〕に交代された。

c．事務局より，第 91 回電気用品調査委員会が成立している旨の報告を行った。

＊第 91 回電気用品調査委員会の出席委員数については，総数 47 名に対し，代理出席 6 名を含め，計 37 名である。欠席者 10 名については 9 名が議決を委員長に委任しており，合計 46 名の出席及び委任がある。以上により，規約第 4 条にある全委員数の 2/3（33 名）以上の出席を充足しており，本委員会は成立している。

(２) 大崎委員長の挨拶

・大崎委員長挨拶の後，議事に入った。

(３)経済産業省　製品安全課　川原課長の挨拶

・今回，初めて出席された経済産業省 製品安全課 川原課長より，以下の主旨の挨拶があった。

日頃から製品安全行政にご理解，ご協力いただき感謝している。また，大崎委員長をはじめ，本日ご出席の委員の方々とその関係団体におかれては，電安法技術基準体系見直しの検討にご尽力いただき重ねて感謝申し上げる。

本日から，「製品安全総点検週間」ということで，事業者の皆さま，消費者の皆さまに製品安全に対する取り組みのＰＲを行う週間を開始しており，この主旨をご理解いただきたい。併せて製品安全総点検セミナーも２０日（木）に開催するので是非ご参加いただきたい。

電気用品調査委員会には，これまでも事故事例を踏まえて電安法技術基準への展開の検討など，関係者の意見をとりまとめてご報告いただいている。最近では，電源プラグのトラッキング対策についてご報告いただいており，国としては委員会からの意見を踏まえて対応している。

本日の議題については，事故事例調査部会において検討された観賞魚用ヒーターの空だき防止に関する技術基準改正案件が含まれていると聞いている。こういった地震対策についても進めていく必要があるので活発な議論を期待したい。

経済産業省としては性能規定化を行ったが，今後も引き続き基準の整備として整合規格の整備拡充に取り組んでいきたいと考えているので，消費者団体，業界団体や検査機関の関係者の方々には，引き続き製品安全行政へのご理解ご協力をお願いしたい。

(４)新委員の挨拶

・今回，初めて出席された(一社)日本電機工業会 本松副委員長から挨拶があった。

(５) 前回議事要録(案)確認 ＜事務局＞

・『第 90 回電気用品調査委員会　議事要録(案)』について，事務局から事前に配付したものに対しコメント等はなかった旨を報告し，本議事要録案は承認された。

（6）解釈検討第１部会 プリント基板の難燃化に関する解釈の改正要望について

＜解釈検討第１部会長　(一財)電気安全環境研究所　住谷氏＞

・住谷部会長より，資料№2 に基づき，「プリント基板の難燃化に関する解釈の改正要望」についての説明が行われた。意見・質問等はなく承認された。

（7）解釈検討第１部会 別表第四 （解説）配線器具のプラグのトラッキング試験方法(案)について

＜解釈検討第１部会長　(一財)電気安全環境研究所　住谷氏＞

・住谷部会長より，資料№3 に基づき，「プラグのトラッキングの解説案」についての説明が行われた。意見・質問等はなく承認された。

（8）解釈検討第１部会 別表第八 （解説）AV 機器の遠隔操作機構に関する試験方法(案)について

＜解釈検討第１部会長　(一財)電気安全環境研究所　住谷氏＞

・住谷部会長より，資料№4 に基づき，「AV 機器の遠隔操作についての確認方法の解説案」についての説明が行われた。説明後，以下の質疑応答が行われ，一部のコメントを反映については委員長一任とし，修正案を部会で作成し，委員長確認のうえで，この解説を公開することとした。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Ｃ１；消費者が将来頻繁に操作することが予測されるため，P6 表 3 の C 外部接続機構を有する場合については，表の②の取扱説明書表示による注意喚起のみでは不十分であるため，誤使用を招かないように設計時に「本体表示を行う」など細心の注意を払うとともに，消費者へのリスクコミュニケーションが重要になる。（FAX によるコメントを事務局にて代読）

Ｃ２；機器本体に記載できるような表示方法を業界団体にて検討いただくことで対応したい。

Ｑ１；P6 表 3 の e に「不意の動作により，障害の危険が生じるおそれのあるもの」があるが，音響機器であるため，突然大きい音が出たときについては検討されたのか？

Ａ１；音についての検討はしていない。音に対する規制が遠隔操作だけに限ることなのかという疑問もあり，将来的には音に対する規定を省令に取入れる動きもあるので，その中で対応することとしたい。

Ｑ２；CD や DVD 機器にはディスクを出し入れするトレーがあるが，そのトレーの前に何かものを置いた場合，遠隔操作でトレーを開けたがために，ものが倒れて転がることもあると思われる。その転がった先に何か危険物があるという可能性もあると考えられるが，このようなケースの注意喚起は取扱説明書に記載するのか？

Ａ２；結果的にすべてのものをトレーの前に置いてはならないことになってしまうかもしれないが，取扱説明書にどのような記載ができるか業界団体に確認することとしたい。

（9）事故事例調査部会 平成 24 年度 電気用品事故事例調査結果について ＜事務局代読＞

・事務局より，資料№5-1～5-4 に基づき，平成 24 年度電気用品事故事例調査結果について，説明を行った。説明後，以下の質疑応答が行われ，「平成 24 年度電気用品事故事例調査結果」と「コンセント・差込みプラグの金属の接触部の過熱対策の解釈への反映」及び「観賞魚用ヒータの空焚き防止対策の解釈への反映」を解釈検討第１部会に検討を依頼する件は承認された。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q；過去に鑑賞魚用ヒーターの検討を行っていたと思うが，要求事項としてはどのように見直されてきているのか？

A；阪神・淡路大震災では，鑑賞魚用ヒーターが空気中に露出してしまい，過熱状態でもサーモスタットが作動せず出火に至ったと考えられるケースがあった。これを踏まえて検討が行われたが，技術基準の解釈の改正までは至らなかった。現在市販されている多くのヒーターには，ヒーターが水中から露出した場合等に空焚きを防止するための安全装置が内蔵されている。また，安全装置の種類はメーカーや機種により異なるが，多くのものがヒーター本体の電源側に設置されている。しかし，現在の技術基準の解釈には，鑑賞魚用ヒーターの安全装置（空焚き防止機能）の確認要求はないため，メーカーの自主規制に任されている。そのため，鑑賞魚用ヒーターの安全装置の解釈への反映について解釈検討第１部会に検討を依頼することとした。

（１０）電波雑音部会 CISPR11 の総務省答申とJ 規格原案の検討について

＜電波雑音部会長　(一財)電気安全環境研究所　山下氏＞

・山下部会長より，資料№6-1～6-2 に基づき，「CISPR11 の総務省答申とJ 規格原案の検討」についての説明が行われた。説明後，以下の質疑応答が行われ，本件は承認された。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q；今まで CISPR11 の答申がなかったのはどのような背景があるのか？

A；過去にも何度か CISPR11 の答申の検討はされていたが，電波法の改正にも繋がることから答申を出すのは難しかったようである。国外規格と国内規格で差が大きくなってきたため，答申に至ったようである。

（１１）解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を検討する JIS について　（小委員会承認後）

＜解釈検討第 2 部会長　(一財)電気安全環境研究所　住谷氏＞

・住谷部会長より，資料 No.7-1～7-2 に基づき，電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望する JIS の概要について説明がなされた。その後，各小委員会事務局から表１に示した規格について説明がなされた。審議の結果，提案は承認された。

なお，JIS の中の雑音についての規定の確認については，調査委員会終了後，解釈検討第二部会，電波雑音部会及び小委員会で議論し，今後，電波雑音部会と関係小委員会で個別調整していくこととした。

表１　別表第十二への採用を要望する JIS 一覧（小委員会承認後）

タイトル	規格番号
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項	JIS C 9335-2-16
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-29 部：バッテリチャージャの個別要求事項	JIS C 9335-2-29
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-49
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-53 部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	JIS C 9335-2-53
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要	JIS C 9335-2-59

求事項	
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	JIS C 9335-2-83
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項	JIS C 9335-2-3
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	JIS C 9335-2-8
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-9 部：可搬形ホブ，オーブン，トースタ及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-9
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-13 部：深めのフライなべ，フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-13
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-41 部：35 ℃未満の温度の液体用電気ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-51 部：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-51
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-52 部：口こう（腔）衛生機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-52
配線器具の安全性	JIS C XXXX
ポータブル機器用二次電池（密閉形小形二次電池）の安全性	JIS C 8712
電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-21
電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-22
電線管システムー第 23 部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-23
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-21
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-22

質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要　【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Ｃ１；資料№7-5 において，主な改正点の a)に「金蔵製品」とあるが，正しくは「金属製品」である。

Ｑ１；資料№7-11 の主なデビエーションの 7.14 において，警告図の高さを 20 ミリメートル以下とするのは，スペースの確保が難しい形状の場合に限定し，例外にしていただきたい。（FAX によるコメントを事務局にて代読）

Ａ１；表示するスペースの確保が困難な場合に限定する。

Ｑ２；資料№7-11 の主なデビエーションの 7.15 において，警告表示の表示位置は機器を通常の使用状態で動作させる際に，使用者の視野に入ることが必要である。側面・背面・底面などへの表示は不可として欲しい。（FAX によるコメントを事務局にて代読）

Ａ２；正面または上面のどちらかに限定することとしたい。

Ｑ３；正面または上面に限定する旨の記載はされるのか？

Ａ３；現状，明確には記載していないので，デビエーションとして，200K までの緩和を行う場合の表示位置は機器の正面または上面とするという記載を追加することを検討したい。

Ｃ２；資料№7-11 において，11.8 200K への緩和については，警告図記号の高さ，文言の表示位置は

7.14,7.15 と同様として欲しい。（FAX によるコメントを事務局にて代読）

Ｑ４；資料№7-12 において，主なデビエーションの項目に「フライ油」と記載があるが，「天ぷら油」を指すのか？（FAX によるコメントを事務局にて代読）

Ａ４；基本的には天ぷら油で差し支えない。

Ｑ５；資料№7-16 において，安全のことだけでなく雑音に関することも記載されているが，雑音に関する検討は電波雑音部会で審議すべきではないか？

Ａ５；技術基準で規定されていたものを JIS に取り込んでいく方向で考えている。

Ｃ３；JIS の内容については JIS の原案作成委員会が審議するため，電波雑音部会をどのように組み合わせるかという問題もある。電波雑音部会が決めた内容を JIS 側で取り込んでいくという考え方もあるが，タイムラグが発生する。配線器具の IEC は CISPR ではなく，IEC の個別の規格の中で決められている。今後 IEC に整合していくと雑音は配線器具の JIS の中で規定されることになる。J55001 が廃止されると，IEC 規格でカバーしなければならないため，電波雑音部会で J55001 の方向性を決めたことを受け JIS 側でどうするかを検討するという方向性は合っていると考えるが，タイムラグが生じてしまう。

Ｑ６；資料№7-16 のリチウムイオン蓄電池の JIS は，国際整合の観点でみるとデビエーションとしての理由は説明できるのか？また，今後 IEC 側に提案する予定はあるのか？

Ａ６；リチウムイオン電池は日本でスタートしたものであるため，日本側から国際会議の場で提案している。ただし，今回の IEC 東京大会で日本の提案を受け入れていただくこともあったが，海外の試験機関のスキルが進んでいないという事情もある。デビエーションについては WTO/TBT で問題になるようなものではなく，どちらかといえば日本側の方が丁寧な規格となっている。

（１２)解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を検討する JIS について （JIS 発行後）

＜解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏＞

・住谷部会長より，資料 No.8-2 に基づき，電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望する制定，改正後の JIS については，既に小委員会承認後の委員会において承認済みであるため報告事項とする旨説明の後，概要について報告がなされた。その後，各小委員会事務局から表２に示した規格について報告がなされ，今後，整合規格としての採用を国へ提案することを確認した。

表２ 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧（JIS 発行後）

タイトル	規格番号
情報技術機器－第 1 部：一般要求事項	JIS C 6950-1(2012)＋追補１：2014
変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ点火変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-3(201X)
変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	JIS C 61558-2-5(201X)
変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-8(201X)

(１３)各小委員会からの報告及び質疑応答

・資料№9-1～9-12 に基づき，各小委員会から報告頂いた。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

a．第 7,20,55 小委員会審議結果報告書 ＜(一社)日本電線工業会＞

・報告に対する意見，質問等はなかった。

b．第 23-2 小委員会審議結果報告書 ＜(一社)電気設備学会＞

・報告に対する意見，質問等はなかった。

c．第 34 小委員会審議結果報告書（光源デバイス・照明器具関係） ＜(一社)日本照明工業会＞

・報告に対する意見，質問等はなかった。

d．第 31，第 32-2，第 96，121・23E 小委員会審議結果報告書 ＜(一社)日本電機工業会 技術部＞

・報告に対する意見，質問等はなかった。

e．第 59/61/116,72 小委員会審議結果報告書 ＜(一社)日本電機工業会 家電部＞

・報告に対する意見，質問等はなかった。

f．第 23-1 小委員会審議結果報告 ＜(一社)日本配線システム工業会＞

・報告に対する意見，質問等はなかった。

g．第 26 小委員会審議結果報告書 ＜(一社)日本溶接協会＞

（事務局代読）・報告に対する意見，質問等はなかった。

h．第 1,3,25 小委員会審議結果報告書 ＜(一財)日本規格協会＞

（事務局代読）・報告に対する意見，質問等はなかった。

i．第 37-2,51 小委員会審議結果報告書 ＜(一社)電子情報技術産業協会＞

（事務局代読）・報告に対する意見，質問等はなかった。

j．第 2,15,22,77,85,112 小委員会審議結果報告書 ＜(一社)電気学会＞

（事務局代読）・報告に対する意見，質問等はなかった。

k．第 89,101,104 小委員会審議結果報告書 ＜(一財)日本電子部品信頼性センター＞

（事務局代読）・報告に対する意見，質問等はなかった。

l．第 23-3 小委員会審議結果報告書 ＜(一財)日本電気制御機器工業会＞

（事務局代読）・報告に対する意見，質問等はなかった。

(１４) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について＜事務局＞

・事務局より，資料 №10 に基づき，第 90 回委員会で承認された，「別表第十二への採用を検討する JIS ５件」について，提案書を経済産業省に提出した旨の報告を行った。意見・質問等は特になかった。

(１５)次回の開催日程について＜事務局＞

・次回の『第 92 回 電気用品調査委員会』は，以下の予定で開催することとした。

日時：平成 27 年 3 月 17 日(火) 13:30～

場所：未定

以上で，本日の審議を終了し，散会した。

－ 以 上 －